

(中央環境審議会答申)の概要

1. 現状

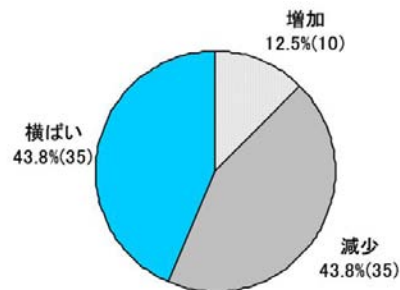
■一部の企業における排出基準超過・データ改ざん等の不適正事案の発生。

近年の主な不適正事案の概要

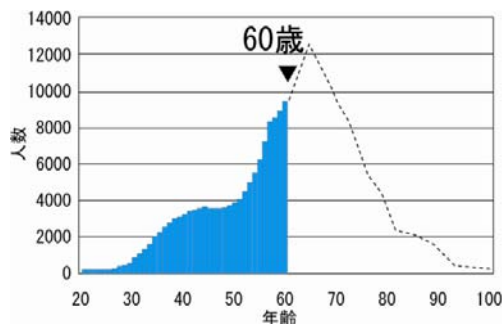
		事案の概要
H17.2	A社(鉄鋼業)	排水基準に適合しない水を流出。 <u>5年間以上</u> 、公害防止協定で定めた値を超過した測定データ(排水基準の超過も含む)を、 <u>協定値内</u> に書き換えて自治体に報告。
H18.3	B社(石油業)	公害防止協定に基づく報告について、 <u>3年間にわたり虚偽の報告</u> 。現場担当者が排出基準を超える測定データを書き換え。
H19.2	C社(電力業)	ばいじん濃度測定結果を排出基準値内に改ざんし報告。
H19.7	D社(製紙業)	SO _x 、NO _x の排出基準値を超過した場合、その数値をコンピュータ端末により基準値以下に書き換え。
H21.3	E社(製紙業)	水質データを排水基準値以下に書き換えて報告。排水水を河川水で希釈し県の分析値が低くなるよう偽装。

■地球温暖化をはじめとする環境問題の多様化、経験豊富な公害防止担当者の大量退職等により、事業者・地方自治体の公害防止業務が構造的に変化。

公害防止法令を所管する自治体職員数の動向(大気)



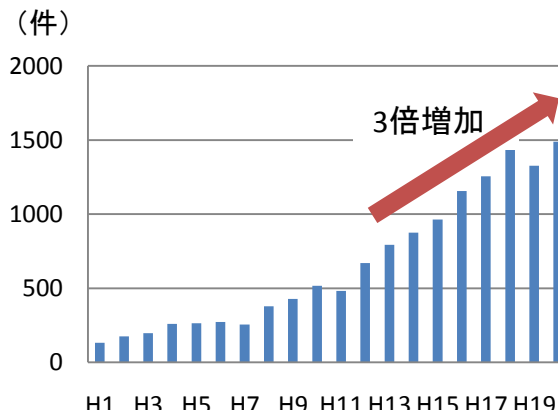
2009年における公害防止管理者等の実働有資格者数(推定値)



公害防止管理者等資格取得者人数
 昭和47年度 約74,000人
 平成20年度 約8,800人
 累計(平成20年度) 約568,000人

■近年、公共用水域における水質事故は増えており、例えば、全国一級河川における水質事故は、10年間で約3倍に増加。

全国一級河川における水質事故



出典:国土交通省「全国一級河川の水質現況」



↑魚の斃死

2. 今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について

1 事業者による法令遵守の確実な実施

- 意図的な排出測定データの未記録又は改ざんに対し罰則を設けることが必要。
- 水質汚濁防止法の測定項目・測定頻度を明らかにすることが必要。

2 事業者の自主的かつ継続的な公害防止の取組の促進

- 排出基準の超過があった場合に、事業者による速やかな改善を促すことが必要。
- 大気汚染防止法の排出基準の適用に関して、プラントの立ち上げ時など非常時における取扱い等を明らかにすることが必要。



- 公害防止管理者に対する表彰の実施も、取組の促進措置として有効。

3 事業者及び地方自治体における公害防止体制の高度化

- 「事業者向けガイドライン」(環境管理の視点に立ったPDC Aサイクルの実践など)の普及と積極的な利用を推進することが必要。
- 公害防止管理者等を対象とした研修に、幅広い事業者の参加が得られるよう努めることが必要。
- 事業者の公害防止管理体制等に関する情報を、地方自治体が得るための方策を講ずることが必要。
- 地方自治体や事業者、地域住民による協議会等について一層の活用を図ることが重要。

4 地域ぐるみでの公害防止の取組の促進と環境負荷の低減

- 事業者による汚染物質の排出削減の取組の必要性を、責務として明確化することが必要。
- 事業者による測定データ等の公表の推進を図ることが必要。「環境配慮促進法」で大企業者は環境報告書の公表等に努めるものとされ、これを活用することも有効。
- 地域のパートナーシップによる公害防止の取組を促進することが重要。
- 地方自治体や企業の公害防止の知識・技術が、地域の中で発揮されるような取組を進めることが重要。



5 排出基準超過時や事故時における自治体の機動的な対応の確保

- 大気汚染防止法の改善命令等の発動要件について、地方自治体による機動的対応が可能となるようにすることが必要。
- 水質汚濁防止法の「事故時の措置」の対象物質・施設を拡大することが必要。

6 公害防止法令に基づく事務手続等の合理化

- 複数の法令に基づく届出手続を整理することが必要。
- 各法律の政令市の範囲の整合を図ることが必要。